



# 長野県報

9月8日(月)  
平成15年  
(2003年)  
第1489号

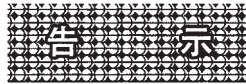
## 目次

### 告示

- 生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課) ..... 1
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課) ..... 1
- 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課) ..... 2
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可(2件)(高齢福祉課) ..... 2
- 公共測量の終了(監理課) ..... 3
- 公共測量の実施(監理課) ..... 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課) ..... 3

### 公告

- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課) ..... 4
- 都市計画法に基づく長野県都市計画公聴会の開催(5件)(都市計画課) ..... 5
- 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課) ..... 11



### 長野県告示第435号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年9月8日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
有限会社カジャ薬局	東筑摩郡波田町4417-28	平成15年6月30日
新町土屋薬局	上水内郡信州新町大字上条153	平成15年6月30日
山田歯科医院	松本市双葉9番28号 サンケイビル	平成15年7月18日
耳鼻咽喉科 石塚医院	上田市中央4-3-2	平成15年8月5日

厚生課

### 長野県告示第436号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年9月8日

長野県知事 田中康夫

## 1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しげのファミリー薬局	小県郡東部町滋野乙2480-1	平成15年8月1日
吉村医院	北安曇郡松川村5728-353	平成15年8月1日
新町土屋薬局	上水内郡信州新町大字上条153	平成15年8月1日
高田薬局	飯田市中央通り3丁目44番地3	平成15年8月1日
眞田医院	茅野市中大塩11-93	平成15年8月1日
増田医院	佐久市大字岩村田字北西ノ久保2381-12	平成15年8月5日

## 2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	長野赤十字上山田訪問看護ステーション	更級郡上山田町温泉3-34-3	平成15年8月1日

厚生課

## 長野県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のとおり指定しました。

平成15年9月8日

長野県知事 田 中 康 夫

## 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮澤接骨院	諏訪郡下諏訪町西四王5004-1	平成15年8月1日
真鍼堂	上水内郡戸隠村祖山字古宮1687-2	平成15年8月1日

厚生課

## 長野県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行いました。

平成15年9月8日

長野県知事 田 中 康 夫

施設の名称	所 在 地	許可した年月日
介護老人保健施設 愛の郷	佐久市大字長土呂860番地2	平成15年8月29日

高齢福祉課

## 長野県告示第439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行いました。

平成15年9月8日

長野県知事 田 中 康 夫

施設の名称	所 在 地	許可した年月日
介護老人保健施設 幸穂館	南安曇郡穂高町大字北穂高2531番地3	平成15年8月29日

高齢福祉課

## 長野県告示第440号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（数値図化レベル1000）
- 2 作業期間 平成15年 3月20日から平成15年 6月30日まで
- 3 作業地域 南安曇郡安曇村島々他域

監 理 課

## 長野県告示第441号

杭瀬下土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（世界測地系に伴う出来形確認測量成果座標変換）
- 2 作業期間 平成15年 9月20日から平成16年 3月19日まで
- 3 作業地域 千曲市大字杭瀬下字欠下、字堂川原の全部  
千曲市大字杭瀬下字村浦、字五十里、字石原、字宮下、字田中、字柳川原、字古屋敷、字牛追、字綿主、字三ツ屋の各一部  
千曲市大字粟佐字南沖の一部  
千曲市大字新田字見崎の一部

監 理 課

## 長野県告示第442号

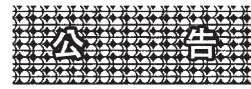
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称  
御代田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
佐久都市計画下水道事業 御代田町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 3年 1月21日から  
平成20年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

下水道課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年 8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ふきんと
- 3 代表者の氏名  
渡 邊 力
- 4 主たる事務所の所在地  
下高井郡木島平村大字穂高2895番地 8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、北信州の自然・風土が作り出した、お年寄りを敬い、子どもたちを宝とする、家族関係、地域関係を大切にし、更にこの地域性を後世に伝えるため、高齢者・障害者等の自立支援・介護支援、子育て支援等を通じて、地域住民に広く開かれた活動を展開し、よって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年 8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 長野県技術士センター
- 3 代表者の氏名  
宮 澤 洋 介
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市稲里町中央三丁目33番23号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く長野県民に対して、科学技術を通じてまちづくりの推進、環境保全、科学技術の振興、経済活動の活性化等に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室